

建設工事等における一者入札を有効とする場合の事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、印西市が発注する建設工事等において、印西市制限付き一般競争入札実施要領第13条第1項ただし書及び印西市電子入札約款第6条第2項に規定する一者入札を有効とする場合の適用範囲等の設定に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる建設工事等)

第2条 電子調達システムにより執行する建設工事等を対象とする。

(入札方法)

第3条 印西市電子入札約款に基づいた電子入札で行うものとする。

(公告)

第4条 この要領を適用し、入札を行う場合は、印西市契約事務規則第6条に規定する公告又は、指名通知書等に一者入札を有効とする旨を明記するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行日以後に公告する事業から適用し、施行日以前に公告した事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。